

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護
内線番号	4746

No.	項目	内容
①	処分名	理事数の特例認可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第203号
④	根拠条項	第46条の5第1項、施行規則第31条の5
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>法第四十六条の五第一項 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。</p> <p>施行規則第三十一条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数</p> <p>二 常時勤務する医師又は歯科医師の数</p> <p>三 理事を一人又は二人にする理由</p>
⑦	審査基準	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第409号厚生省健康政策局長通知)
⑧	経由機関名	各保健所
⑨	協議機関名	京都府医療審議会
⑩	標準処理期間	標準処理機関を設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	075-414-4746(医療課医務・看護担当)
⑬	備考	申請を予定されている方は、事前に医療課にご相談ください。